



令和7年4月24日

\\ 県内初の取り組み //

“ 医療的ケア児在宅レスパイト事業 ” を開始します！

本市と委託契約を締結した訪問看護事業者２者の看護師等が、在宅で生活する医療的ケアが必要な児童の家族に代わって介護等を行い、家族の休息時間の確保と介護負担の軽減を図ります。

1 内容

(1) 委託契約事業者（指定訪問看護事業者）

- ・一般財団法人脳神経疾患研究所 南東北福島訪問看護ステーション「結」^{ゆい}
- ・株式会社ふくしま在宅保健医療福祉研究所
「なごみケア訪問看護ステーション花もも支店」

(2) 対象児童

- ・本市に住所を有し、在宅で家族の介護を受けて生活している0～18歳の児童で、医師の訪問看護指示書に基づく訪問看護による医療的ケアを受けている児童。

(3) 利用時間

- ・医療的ケア児1人につき1日1回4時間まで。年間の上限時間は48時間。
- ・健康保険法の適用範囲を超えて行う訪問看護（介護する家族のレスパイト＝小休憩）に必要な時間が利用対象。

(4) 費用負担

- ・利用者負担はなし。市が指定訪問看護事業者へ1時間当たり7,500円を支払う。

2 その他・参考

- ・県内では三春町が本市同様に令和7年4月から事業実施。
- ・医療的ケア児の定義

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条抜粋】
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童で、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引^{かくたん}その他の医療行為を受けている児童。

担当：障がい福祉課 自立支援係
課長：市川 係長：高橋
電話 024-525-3746（直通）



福島県内初

福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業

01 事業目的と契約事業者

家族の負担軽減につなげる

● 事業目的

恒常的に医療的ケアが必要な児童の家族に代わり、指定訪問看護事業者の看護師等が児童の介護や見守りを行い、家族の休息時間の確保と介護負担の軽減を図ります

● 指定訪問看護事業者

- ・（一財）脳神経疾患研究所 南東北福島訪問看護ステーション ゆい 結
- ・（株）ふくしま在宅保健医療福祉研究所 なごみケア訪問看護ステーション 花もも支店

02

事業の内容

対象児童・利用時間・費用負担

対象児童

本市に住所を有し在宅で
家族の介護を受けている

0～18歳の児童

医師の訪問看護指示書が必要です
現在、訪問看護による医療的ケアを受けて
いる児童が対象となります

利用時間

1人につき
1日1回4時間まで
年間上限48時間

健康保険法の適用範囲を超えて行った
訪問看護（看護する家族のレスパイト
＝小休憩）に要した時間が対象です

費用負担

利用者負担額は0円
市が事業者
に7,500円/1hを支払う

1時間以上4時間以内の利用が必要です
1時間以降は30分単位で利用できます
（単価：3,750円/30分）

03

医療保険との関係

健康保険法の適用範囲を超えるとは

